

除染・廃棄物技術協議会
設立趣意書

2011年11月17日

幹事（50音順）

株式会社アトックス

鹿島建設株式会社

大成建設株式会社

東電環境エンジニアリング株式会社

DOWA エコシステム株式会社

日本ガイシ株式会社

発起人

東京電力株式会社

1. 除染・廃棄物技術協議会の設立の目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故では、大量の放射性物質が放出され、広範囲にわたる地表、建物、森林などを汚染しました。今回の事故による汚染地域の面積はチェルノブイリ事故による汚染地域の約10分の1であるとはいえ、除染対象地域は数千km²に及ぶ可能性もあり、本格的な除染とそれに伴い発生する廃棄物の処理・処分には、時間的、空間的、経済的にも多大な困難を伴うことが予想されます。

被災地域の環境回復の実現に向けて、これまで、NPOや大学などが中心となって、主に住民が居住している地域を対象に除染活動を実施してきましたが、国が「警戒区域、計画的避難区域等における除染モデル実証事業」を開始するなど、現在居住が制限されている地域も含めた除染活動がまさに本格化しつつあります。

また福島第一原子力発電所の構内では、依然として千人以上の作業員が事故の収束に向けた懸命な活動を続けていますが、作業員の被ばく低減に向けた除染は極めて重要であり、発電所の内外の除染活動を一体的に捉える視点も必要となってきています。

「除染・廃棄物技術協議会（以下、「協議会」と称する）」は、こうした情勢を踏まえ、放射能汚染という未曾有の国難に対する企業の社会的責任の一環として、産業界が除染や廃棄物の処理・処分において主体的な役割を果たすことを目的に設立いたします。

協議会では、会員企業間での除染や廃棄物の処理・処分に関する情報共有を図り、汚染状況や地域特性に応じた最適な技術の適用を実現するとともに、会員企業が保有する技術・ノウハウ等を取りまとめ、広く公表すること、また国・地方自治体・研究機関等との意見交換・情報交換の場として活用すること等を通じて、国・地方自治体の実施主体となる一連の除染活動の円滑な遂行にも積極的に貢献したいと考えております。

なお、協議会で対象とする「除染・廃棄物技術」とは、放射性物質の除染（原子力発電所構内の除染も含む）に加えて、これに伴い発生する放射性物質を含む廃棄物の処理、輸送、及び処分に関連する技術を幅広く含むものとしています。

本協議会の設立趣旨に鑑み、除染や廃棄物の処理・処分に関する意欲と関心のある皆様の幅広い参加とご支援をお願いいたします。

2. 協議会の活動内容

(1) 定例会の開催

協議会全会員が参加する定例会を開催し、国や地方自治体の政策動向、除染等の活動状況、先行事例等、会員の皆様に役立つ情報を提供するほか、除染技術や廃棄物の処理・処分技術に関する意見交換等を行います。なお、定例会は、実施期間内に少なくとも4回開催予定です。

(2) 技術資料の作成

協議会入会時に会員の皆様にご提供いただく自社の除染及び除染に伴う廃棄物の処理・処分に関する技術情報を基に、目的（除染の対象やレベル等）・分野ごとに整理した技術資料を作成します。技術資料は、会員企業に加えて、除染事業の実施主体（国と地方自治体）にも配布し、除染計画策定の際の参考に資することを目的とします。なお、新規会員の加入等を踏まえ、定期的に更新します。

(3) Web サイトの作成・運営

本協議会の活動を対外的に広報する Web サイトを作成・運営します。この Web サイトでは、協議会の対外的な広報活動（目的や活動内容の説明、技術資料（電子媒体）の配付等）を行うとともに、会員企業向けに定例会の開催案内や会員限定資料の配布等を行います。

(4) 成果報告書の作成

年度毎の協議会活動が終了した時点で、当該年度の協議会活動の成果をとりまとめた成果報告書（電子媒体）を作成し、会員の皆様に配布します（Web サイトを通じた配布）。

(5) 公開シンポジウムの開催

年度毎の協議会活動が終了した時点で、当該年度の協議会活動の成果を基に、国や自治体、国民全般に対して、産業界の除染・廃棄物技術の可能性を広く広報・伝達するための公開シンポジウムを開催します*。

3. 会員の種類

(1) 一般会員

一般会員の要件としては、除染または除染に伴う廃棄物の処理・処分に関連した業務を実施していること、または関連する技術・ノウハウを保有する企業であることとします。なお、入会に際しては、幹事会員から構成される運営委員会の承認を受けることとします。

(2) 幹事会員

幹事会員は、運営委員会の一員として、協議会運営に必要な各種事項を合議によって決定します。

4. 協議会の運営

(1) 運営委員会

幹事会員と発起人から構成される運営委員会を組織し、定例会の構成・内容、協議会活動の成果

* 一般会員数によって協議会の運営予算が変わるため、一般会員数が一定数以上を超えた場合に、公開シンポジウムを開催することとします。

物（技術資料、成果報告書等）の取りまとめ方針等、協議会の運営に関連する各種事項を合議によって決定します。

（２）事務局

協議会（幹事企業）からの委託により、協議会運営に係る事務作業一式を行います。なお、事務局業務は、株式会社三菱総合研究所に委託するものとします。

5. 会費

一般会員	30万円
幹事会員	60万円

6. 実施期間

2012年9月1日～2013年8月31日

7. 協議会の成立条件

本協議会は一般会員 30 社程度の会員が参加した時点で成立するものとします。

以上